

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う電気料金の特別措置について

MKエネルギー有限責任事業組合

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げると共に、罹患された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

1. 当組合は新型コロナウイルス感染症拡大により電気使用料金のお支払いを期限までに行うことが困難な事情があるお客さまからお申し出があった場合、2021年1月分・2月分・3月分の請求分のお支払い期限を1カ月間延長させていただきます※。

2. この措置の対象となるお客さま
新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度※の貸付を受けていること、かつ一時的に料金の支払いが困難であるためにこの特別措置を利用したいことを当社にご連絡いただいたお客さま。

3. 特別措置利用の申し込み方法について
当組合「お問い合わせ」ページにご連絡いただくか
092-822-1800（受付時間 平日9時から17時）
までご連絡下さい。

※延長した支払期日を経過しても支払われない場合は、延長した支払期日の翌日から支払日までの期間に応じて延長利息を申し受ける場合があります。

※口座振替、クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまは、お申し出日によっては口座引落しが行われる場合がございます。

※生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度

（2020年3月25日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）